

## 自動車税、軽自動車税

### ○自動車税

自動車税は、毎年4月1日の時点で自動車を持っている人にかかる税金です。都道府県の役所から、納税通知書が届きますので、指定日までに銀行などで振り込みます。(譲渡や廃車などの手続きをしていないと、納税通知書が届きます。必ず手続きをしてください)詳しくは、県税事務所に、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。

問い合わせ先 西宮県税事務所 自動車税担当 0798-39-6113

### ○軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日の時点で、バイク(原動機付自転車)、軽自動車(軽二輪車・小型二輪車を含む)を持っている人にかかる税金です。市役所から、納税通知書が届きますので、指定日までに銀行などで振り込みます。(譲渡や廃車などの手続きをしていないと、納税通知書が届きます。必ず手続きをしてください)詳しくは、市役所に、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。

問い合わせ先 西宮市役所 税務管理課 0798-35-3209